

## 別 添

### 県有未利用地等除草等委託業務（中部地域）仕様書

#### 1 委託業務の名称

県有未利用地等除草等委託業務（中部地域）（以下「委託業務」という。）

#### 2 委託業務の場所

下表に掲げる箇所のうち、発注者が随時指定する箇所（別図を参照）とする。

なお、下表の面積は業務対象面積である。

|     | 名 称                  | 所 在 地               | 面積 (㎡)    |
|-----|----------------------|---------------------|-----------|
| 1   | (元) 玉川廃川敷地           | 倉吉市東巖城町 413、見日町 242 | 1,078.00  |
| 2   | (元) 橋津川廃川敷地          | 湯梨浜町上橋津 325-16      | 171.02    |
| 3   | (元) 中部健康増進センター       | 東伯郡湯梨浜町南谷 528-1     | 15,475.26 |
| 4   | (元) 三明寺団地            | 倉吉市巖城 1609          | 1,236.50  |
| 5   | (元) 八橋警察署            | 東伯郡琴浦町八橋 645        | 6,777.77  |
| 6   | (元) 琴浦大山警察署署員宿舎（立石台） | 東伯郡琴浦町八橋 775-96     | 919.98    |
| 7   | (元) 東町教職員宿舎          | 倉吉市東町 441-8         | 2,139.22  |
| 合 計 |                      |                     | 27,797.75 |

#### 3 履行期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

#### 4 委託業務の内容

##### (1) 状況確認及び報告業務（以下「確認等業務」という。）

ア 確認等業務の内容は、以下の状況を確認し、口頭及び写真により速やかに発注者に報告すること。

(ア) 雑草の繁茂具合

(イ) 樹木、生垣の繁茂具合（剪定作業はこの契約の対象外とする。）

(ウ) ごみの投棄状況（処分はこの契約の対象外とする。）

イ 契約締結後、14日以内に、2の委託業務の場所（以下「業務場所」という。）について、全箇所の状況を確認し、10日以内に発注者に報告すること。

なお、この確認等業務は5（1）に示す1か月に1回の予定回数に含まれる。

ウ 発注者が随時指定する箇所については、その都度発注者が指定した日から7日以内に状況確認を行い、10日以内に発注者に報告すること。

##### (2) 雑草の除去業務（以下「除草業務」という。）

ア （1）の報告等に基づき発注者が随時指示する場所について除草業務を行い、除去した雑草は法令に従い適正な方法により処分すること。

イ 作業場所、周辺環境、雑草等の繁茂具合を考慮し、機械又は人力により適切に行うこと。

なお、雑草は草丈2センチメートル以内に刈り取ること。

ウ 除草剤を使用する場合は、事前に発注者と協議すること。

エ 作業に当たっては、近隣住民等の迷惑とならないよう十分に注意すること。

#### 5 委託業務の予定数量

##### (1) 確認等業務 5回（業務場所全箇所を1か月に1回）

ただし、前月末までに発注者から確認等業務を行わないよう受注者に対して指示があった箇所は、当該月の確認等業務は不要とする。

##### (2) 除草業務 27,797.75平方メートル

ただし、実施面積として保証するものではなく、同一業務場所を複数回実施する場合や、1回も実施を指

示しない業務場所がある。

## 6 委託業務完了後の手続について

### (1) 完了報告

ア 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、その翌月 5 日までに、別添様式「完了通知書」に次の（ア）から（イ）までの資料を添付して発注者へ提出すること。

（ア）作業開始前、完了後の写真（完了後の写真については、敷地全体の除草が草丈 2 センチメートル以内となっていることが確認できるよう、低位置かつ複数箇所の撮影を行うこと）

（イ）（ア）の写真の撮影箇所図

イ 発注者は、完了通知書受領後 10 日以内に検査を行い、その結果、合格と認めるときは、その旨を受注者に通知する。

### (2) 委託料の支払

ア 受注者は、（1）の通知を受領した後、当該月分の委託料の請求書を発注者へ提出すること。

なお、その際の請求金額は、確認等業務に係る 1 回当たりの契約単価及び除草業務に係る 1 平方メートル当たりの契約単価に、確認等業務の実績回数及び除草業務対象面積をそれぞれ乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の合計金額に、その 10 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

イ 発注者は、正当な請求書を受領した日から 30 日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。

## 7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、委託業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

## 8 秘密の保持

（1）受注者は、委託業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

（2）受注者は、委託業務に従事する者並びに 9 の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、（1）の規定を遵守させなければならない。

（3）発注者は、受注者が（1）及び（2）の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し委託業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

（4）（1）から（3）までの規定は、委託業務に係る履行期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 9 再委託の禁止

（1）受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

（2）発注者は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額（再委託が単価契約によるときは再委託の契約期間中の支払予定額の総額）が委託業務に係る確認等業務及び除草業務の契約単価に、5 に示す予定数量をそれぞれ乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の合計額に、当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の 50 パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

（3）受注者は、（1）の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に委託業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

## 10 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求め

ることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

11 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(別添様式)

完了 通知書

鳥取県知事

様

下記のとおり作業が完了しましたので、通知します。

令和      年      月      日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

担 当 者 名

電話 番 号

## 記

- 1 委 託 作 業 名 県有未利用地等除草等委託業務（中部地域）
- 2 委 託 作 業 場 所 県が随時指定する箇所
- 3 委託業務完了年月日 令和 年 月 日

添付資料

- 1 作業開始前と完了後の写真
- 2 1の写真の撮影箇所図